

庁舎清掃業務仕様書

1 作業規模

管理棟	鉄骨構造 平屋建て	157.4㎡	にかかる清掃業務
便所	鉄筋コンクリート	17.0㎡	にかかる清掃業務
管理棟前駐車場	アスファルト	596.0㎡	にかかる清掃業務

2 清掃実施日、実施時間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの毎週2回、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日を除く平日（ただし、年末年始（12月29日から1月3日の間）を除く）に曜日を定めて実施する。なお、決定した曜日が祝日・休日にあたる週は祝日・休日の前日か翌日（連休の場合は連休の前日か翌日）の平日に実施することを原則とする。

和歌山県畜産試験場養鶏研究所の開庁時間である午前9時～午後5時45分の間に作業を行うこと。

3 清掃方法

和歌山県畜産試験場養鶏研究所の清掃は次により行うものとする。

なお、清掃に係る器具及び洗剤等は受託者が準備するものとする。

また、清掃について、養鶏研究所担当職員の指示に従うものとする。

清掃箇所	清掃内容	回数
便所 ・男子便所（5.7㎡） ・女子便所（7.3㎡） ・身障者用便所（4.0㎡）	○ドア、壁面等（目の高さ程度）は、ぬれ雑巾で拭く。 ○大小便器は洗剤により洗浄し、飛散した水気は拭き取る。 ○床タイル面は、塵埃、砂等をほうき等で掃除し、水切りモップで拭いた後、乾いたモップで清拭きする。 ○鏡面及び洗面台は洗浄し、乾拭きする。 ○ウオッシュレットは乾拭きする。 ○トイレットペーパー（養鶏研究所が準備）及び消毒石けん液（養鶏研究所が準備）を補充する。 ○汚物入容器のビニール袋を取り出し、封筒に入れてから可燃ゴミ袋に入れる。汚物入容器にビニール袋を補充する（ビニール袋と封筒は養鶏研究所が準備）。 ○排水口に水が少なくなると補充する。	毎回
・玄関前ポーチ（9.9㎡） ・通用口前と便所前ポーチ（13.6㎡）	○床面は、除塵、砂をほうき等で掃除し、水切りモップで拭いた後、乾モップ等で清拭する。 ○汚れが付着した部分があれば、洗剤で清拭する。 ○足ふきマット、泥よけマットの清掃。 ○マット洗浄液の交換と補充を行う。	

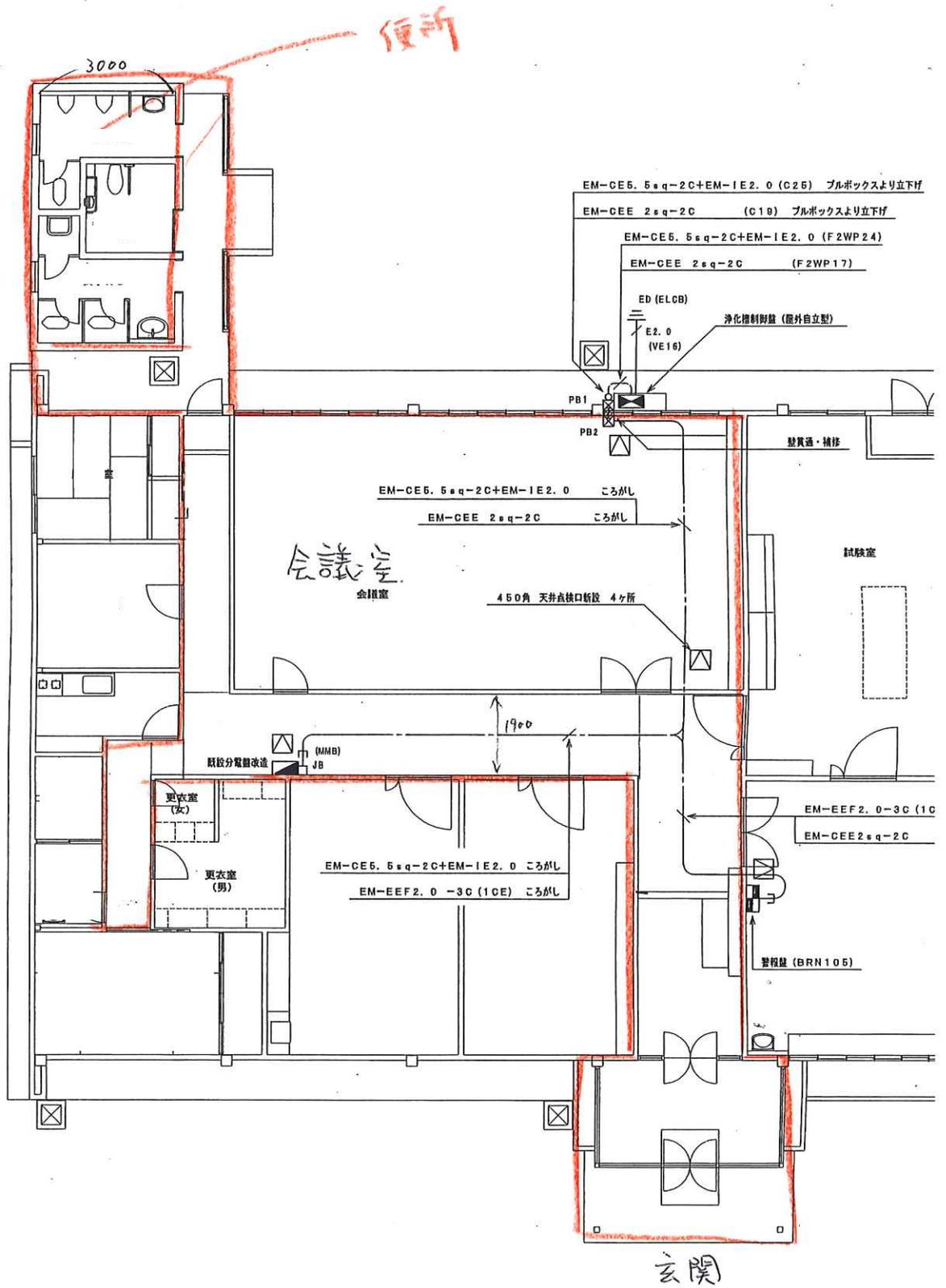
<ul style="list-style-type: none"> ・会議室 (72.3 m²) ・ローカとホール(42.1 m²) ・玄関 (9.2 m²) ・風除室 (10.3 m²) 	<ul style="list-style-type: none"> ○床面は、除塵、砂をほうき等で掃除し、汚染の度合いにより、水切りモップ又は乾モップ等で清拭する。 ○汚れが付着した部分があれば、洗剤で清拭する。 ○机、椅子等の清拭き (週1回)。 	
手拭きタオルの取替えと補充。	○手拭きタオル5箇所の取替を行い。翌日使用分の補充を行う。使用済みタオルは受託者が持ち帰り、洗濯、乾燥する。	
風除室及び窓ガラス並びに扉ガラス、便所前目隠しガラスの清拭き (100 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ○ガラス面両面の水拭きを行う。 ○汚染部分については洗剤で清拭する。 	年4回
管理棟前駐車場の清掃 (596 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ○区域内の拾い掃きを行う。 ○区域内花壇の草抜きを行う。 	年4回

4 報告

受託者は、報告書を作成し、畜産試験場養鶏研究所職員の確認を得ること。

5 その他

- (1) 受託者は、業務実施に当たり事前に従事者の名簿を提出するものとする。また、業務遂行時には名札を着用すること。
- (2) 畜産試験場養鶏研究所職員と十分連絡を取って業務を遂行すること。
- (3) 勤務状況不良、その他の理由により、従事者について畜産試験場養鶏研究所が不相当と認める場合は、従事者等の変更について協議できるものとする。
- (4) 本業務の遂行において、適用を受ける関係法令等及び畜産試験場養鶏研究所職員の指示を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (5) 受託者は、従事者の労働安全衛生に関する労務管理について、関係法令に従って行うこと。
- (6) 作業中に施設の破損、故障箇所、その他の異常を発見したときは、速やかに畜産試験場養鶏研究所職員に報告すること。
- (7) 本業務の遂行において、受託者の責めに帰する理由により、庁舎施設又は職員若しくは第三者に損害を与えた場合には、受託者においてその損害を賠償するものとする。
- (8) 受注者は、この業務の履行について、第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- (9) その他必要な事項については、両者協議の上定めるものとする。



管理棟見取り図

養鶏研究所敷地及び建物・配置図

